

○ふじみ野市入札等結果公表要綱

平成17年10月1日

告示第11号

改正 平成21年2月27日告示第26号

平成22年7月13日告示第160号

平成22年12月1日告示第251号

平成24年2月24日告示第46号

平成26年3月27日告示第79号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の契約締結に係る一般競争入札及び指名競争入札並びに随意契約の開札（以下「入札等」という。）の結果（以下「入札等結果」という。）を公表するため必要な事項を定めるものとする。

(入札等結果の公表)

第2条 建設工事及び業務委託等に係る入札等で契約主管課において入札等の執行をしたものは契約主管課で、それ以外の建設工事及び業務委託等に係る入札等で事業主管課において入札等の執行をしたものについては事業主管課で、それぞれ結果の公表をするものとする。

(平26告示79・全改)

(公表の対象となる契約)

第3条 入札等結果の公表の対象となる契約は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事の請負契約
- (2) 業務委託契約
- (3) 修繕業務請負契約
- (4) 前3号に掲げるもの以外の契約

(平22告示251・一部改正)

(入札等執行前の公表内容)

第4条 入札等執行前の公表の対象となる契約は、前条第1号から第3号までに規定する契約のうち随意契約を除く契約とし、公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 入札及び開札の年月日
- (2) 事業名
- (3) 事業等の場所
- (4) 設計額
- (5) 契約方法

2 前項に規定する公表は、ふじみ野市ホームページに掲載する方法によるものとする。

(平21告示26・平22告示160・平22告示251・一部改正)

(入札等執行後の公表内容)

第5条 競争入札執行（入札不調後の随意契約を含む。）後の公表内容は、次のとおりとする。

- (1) 件名
- (2) 履行場所
- (3) 入札日時
- (4) 設計額
- (5) 予定価格
- (6) 最低制限価格又は低入札価格調査基準価格（設けた場合に限る。）
- (7) 契約方法
- (8) 全入札者名及び入札額
- (9) 落札者名及び落札額又は随意契約の相手方氏名及び見積額
- (10) 入札経過及び開札経過

2 前項に掲げるもののほか、随意契約後の公表内容は、次のとおりとする。

- (1) 件名
- (2) 履行場所
- (3) 見積日時
- (4) 設計額
- (5) 予定価格
- (6) 全見積者名及び見積額
- (7) 最低額提示者名及び最低見積額
- (8) 見積経過

3 前2項に掲げる事項の公表については、入札等結果の決裁終了後とする。

（平22告示160・平26告示79・一部改正）

（公表の方法）

第6条 入札等結果の公表方法については、原則として閲覧方式とし、公表担当課の長の指示する場所において、入札・開札調書（様式第1号）又は見積調書（様式第2号）（以下「調書」という。）の閲覧により行うものとし、原本により難しい場合は、写しによる閲覧とする。

2 前項の規定にかかわらず、契約方式が競争入札において総合評価方式又は随意契約においてプロポーザル方式による場合は、総合評価・プロポーザル契約に係る審査結果報告書（様式第3号）の閲覧により行うものとし、原本により難しい場合は、写しによる閲覧とする。

（平22告示160・平24告示46・一部改正）

（閲覧の期間）

第7条 調書の閲覧期間については、その文書保存年限までとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、入札等結果の公表に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の上福岡市入札等結果公表要綱(平成10年上福岡市告示第59号)又は大井町入札等結果公表要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成21年告示第26号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年告示第160号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年告示第251号)

この告示は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第46号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年告示第79号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。